

## 天保九年（一八三八）博多で休む幕府巡見使への対応記録

―『御巡見使記録』の解読―

隈 裕 子  
上 園 慶 子  
宮 崎 克 則

### 【解題】

天保九年（一八三八）『御巡見使記録』は、福岡県立図書館が所蔵する「末次文書」（全三三〇点、番号―追加―）の一点である。博多に屋敷をもつ末次家は、「旅人改役」や「船庄屋役」などの役目を持ち、「大賀次」の格式を有する有力な博多町人であった。末次家の末次與三郎廣營は、自分の家が幕府巡見使の休息所になったことから、その一連の出来事を記録にまとめた。それが本史料である。これは福岡藩や町役所などへ提出された公的な記録でなく、末次家の私的な記録である。巡見使に関する史料の多くは、藩や庄屋たちがまとめた公的記録であるので、本史料によって、巡見使の新たな側面を窺うことができる。

巡見使とは、江戸時代、幕府の政権維持のために全国へ派遣された監察使のことを指す。江戸に近い地域へは「関東八州巡見使」、幕府領へは「国々御料所村々巡見使」、その他の大名領へは「諸国巡見使」が派遣された。<sup>①</sup>

福岡藩（五二万石）を監察するのは「諸国巡見使」である。「諸国巡見使」は、旗本が三人一組で一〇〇人ほどの従者を従え、全国を八つのブロックに分けて派遣された。それは五代將軍徳川綱吉の天和元年（一六八一）であった。この後、宝永七年（二七一〇）・享保元年（二七二六）・延享三年（二七四六）・宝暦十年（二七六〇）・天明八年（二七八八）・天保九年（一八三八）まで、新しい將軍が就任すると全国に巡見使が派遣された。ただし、七代將軍家継の時は行われず、幕末になると延期が繰り返され、実施されることはないまま明治維新となった。**【表一】**に見るように、九州へ派遣された巡見使は、旗本の「使番」「小姓組」「書院番」の中から選ばれた三〇〜四〇代の者たちだった。

九州ブロックは、筑前・筑後・肥前・肥後・薩摩・大隅・日向・杵岐・対馬の国々であり、豊前・豊後は四国ブロックに含まれた。九州へ派遣された巡見使は、**【図一】**に見るように、まず東海道を通って江戸から大坂へ、大坂から瀬戸内海を船で渡った。その迎船は、小倉藩領の大里（だいら）に参勤交代用の船を留め置いていた久留米藩の担当であった。天保九年の場合、江戸からの陸路一四日、海路一四日で福岡藩領の若松に着いて、九州諸藩の巡見を開始している。

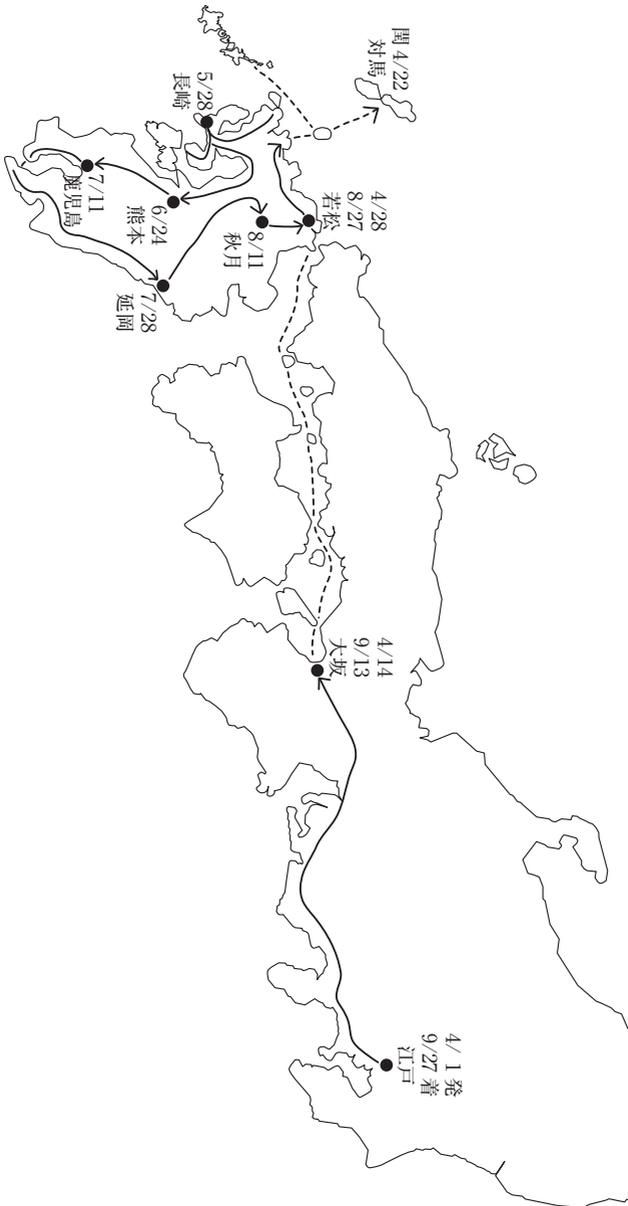
また、全巡見の期間は二〇〇日程度に定められていた。巡見使制度もある程度回数を重ねた一八世紀後半になると、規定の日数内で手早く巡見を終えてしまうことに重点が置かれていたようであるが、福岡藩若松〜鹿児島藩の間を八〇日以内に短縮した天明八年の場合は、かなりの無理があったらしく、鹿児島藩領内に入ってから二人の巡見使が相次いで病に倒れ、そのまま不帰の客となってしまった。天保九年の場合は、巡見使の一人である大久保勘

【表1】九州へ来た幕府巡見使一覧

年代	将軍	旗本名	知行高	旗本名	知行高	旗本名	知行高
天和1年 (1681)	5代綱吉	奥田八郎右衛門忠信 (37歳・使番)	2800	柴田七左衛門康能 (不明・小姓組)	1000	戸川柰助安成 (32歳・書院番)	1500
宝永7年 (1710)	6代家宣	小田切敷負直広 (31歳・使番)	2930	土屋敷馬喬直 (45歳・小姓組)	2000	永井監物白弘 (不明・書院番)	3030
享保1～2年 (1716～17)	8代吉宗	妻夫木四郎頼隆 (49歳・使番)	3000	大島采女義敬 (29歳・小姓組)	2000	小倉忠右衛門正矩 (49歳・書院番)	1200
延享3年 (1746)	9代家重	徳永平兵衛昌寛 (40歳・使番)	2500	夏目藤右衛門保信 (38歳・小姓組)	600	小笠原内匠信用 (41歳・不明)	不明
宝暦10～11年 (1760～61)	10代家治	青山七右衛門成存 (48歳・使番)	1200	神保帯刀忠能 (37歳・小姓組)	不明	花房兵右衛門正路 (39歳・書院番)	不明
天明8～寛政1年 (1788～89)	11代家斉	小笠原主膳長知 (44歳・使番)	2000	土屋忠次郎利置 (40歳・小姓組)	2070	竹田吉十郎斯近 (47歳・書院番)	800
天保9年 (1838)	12代家重	曾我又左衛門 (不明・使番)	2000	大久保勘三郎忠寿 (不明・小姓組)	1200	近藤勘七郎 (不明・書院番)	1400

【注】巡見使の年齢は、小宮木代良「幕藩体制と巡見使(一) —九州地域を中心にして—」(『九州史学』77・78号、1983年)より、旗本の知行高と編成については「新編大村市史」第3巻近世編、396頁(2014年)より作成した。それぞれの従者数は知行高などに応じて異なり、天保9年の場合、曾我(39人)・大久保(33人)・近藤(32人)の総勢104人だった(宮崎克則・森弘子「天保9(1838)年 幕府巡見使への対馬藩対応(1) —宗家文書「巡検上使記録 御勘定奉行所」—」(西南学院大学『国際文化論集』36-1号、2021年))。

【図1】 天保9（1838）年巡見使の道程



【注】 宮崎克則・森弘子「天保9年 幕府巡見使の従者日記（1）—立野良道『西海道日記』1・2・3・4巻」（『西南学院大学博物館研究紀要』5号、2017年）、同「天保9年 幕府巡見使の従者日記（2）—立野良道『西海道日記』5・6・7巻」（『西南学院大学』『国際文化論集』32-1号、2017年）より作成した。

三郎の紀行文『順見使西国紀行』などによって旅程を知ることができ<sup>2)</sup>る。若松〜鹿児島間は一〇二日で、前回の巡見使(天明八年)より二〇日ほど長くなっている。全日程は【図1】にあるように、四月一日の江戸発、九月二十七日の江戸帰着である。閏四月があったから、約七か月の九州巡見であった。

天保九年巡見使の曾我又左衛門(正使、二〇〇石)、大久保勘三郎(副使、二二〇〇石)、近藤勘七郎(御目付、一四〇〇石)は、四月二十八日に福岡藩領若松に到着し、四月三十日に船で芦屋へ、翌日の閏四月一日に芦屋から赤間宿、閏四月二日は青柳宿に泊まり、閏四月三日に香椎宮・筥崎宮に寄って昼ころ博多に着いた。

博多は、しばしば「福博」と称されるように、福岡と対をなす双子都市であった。福岡は、福岡城を中心に武士が大部分を占め、一部町人の住む町であるのに対し、博多に武士は住んでおらず町人の町であった。天保九年巡見使の近藤勘七郎を迎える末次與三郎が町役所から示された博多の概要は、左のとおりである。ここで翻刻する『御巡見使記録』に書き留めている。

御巡見使又ハ御家頼衆之内令御尋之有之儀も難計候二付、相答候廉々之内、凡肝要之儀計左之通り相心得居候様被仰付、則写取候事

覚

一、博多町数 百三町

一、同家数 式千四百五拾六軒

一、外二借屋鋪 九百九十竈

一、同間数 一万九百九拾四間三步

古来々御定人夫高式千百六拾六人式步一厘  
人数壹万四千九百五拾壹人

一、神社 七ヶ所

一、寺数 六拾ヶ寺、内拾ヶ寺ハ寺領付

一、船数 九拾六艘

一、遊女 百五拾式人

一、酒屋 式拾七、八軒

一、麴屋 四拾七軒

一、馬数 三十五疋

但、三十疋ハ札馬

一、博多織御調可被成旨被仰候は、御献上并ニ御用向織申ニ付、急ニ難相調、併少々間合有之候得ハ、調申儀  
ニ御座候由可申上事

附、直段近年糸物高直ニ付、只今之直段男帯一筋ニ付銀四拾目、羽織地壹反ニ付銀式百廿八匁、袴地一反  
ニ付同百六拾八匁

一、練酒 壹升ニ付代銀拾五匁

一、索麵 代銀壹匁ニ付九竿

博多の町数は一〇三町、家数二四五六軒、人数一万四九五一、神社七、寺六〇、柳町の遊女は一五二人など、当時の博多の概要を知ることができる。

末次家は、もともと周防国の大内義隆の家臣で、管内町(現、石堂町)にあった大内館で博多守護代を務めていた末次左馬頭から始まる。左馬頭は天文二十年(一五五二)に義隆が殺害された後、博多で商人になった。左馬頭の長男孝善(光善・興善・久四郎)の三人の子供のうち、長男廣正(宗得・宗徳)の家系が博多町人である<sup>③</sup>。末次家の屋敷は、博多の「市小路町中」(現、博多区奈良屋町)にあった。「末次文書」の「末次與四郎一族之者乍恐奉願上口上之覚」(番号八)は、末次與四郎の死去にともなって、年号不明ながら「午十一月」、その「一族」が「跡式」を願って差し出した願書の写しである。冒頭に末次家の役割が記されている。

一、末次與四郎儀、代々御扶持方頂戴、格式被為仰付置、両市中往来切手取次役、旅人改役并御浦方船庄屋役被為仰付置、御役料銀ヲも頂戴被為仰付、私共も冥加至極難有仕合奉存上候

これにあるように、末次家は、福岡と博多の「両市中往来切手取次役、旅人改役」・「御浦方船庄屋役」を務めていた。福岡藩から扶持も与えられており、「末次文書」(番号一一)の「嶋井善兵衛・神屋善四郎奉申上口上之覚」に、

一、御扶持方之儀は寛保弍年戌九月二三人扶持、子孫ニ至迄無相違頂戴被仰付候旨御書出所持仕居申候  
一、天明三年卯十二月廿九日、銀子三百目宛々々拝領被仰付候旨被仰渡候

とある。博多の有力町人嶋井と神屋が連署して「末次與四郎」の履歴を証言したものである。末次は、寛保二年（一七四二）から三人扶持、天明三年（一七八三）から銀三〇〇目を拝領していた。末次の格式について、文政十三年（一八三〇）九月「両市中格式町人人数之覚」によると、「年行司次 末次与三郎」とあり、また「博多市小路町中 大賀次 末次與兵衛」（就任年不明）ともある。<sup>⑤</sup>

右にある「大賀」は、博多を代表する町人であり、その「次」という意味で「大賀次」の格式がある。大賀家初代の宗九は、豊後を本拠とする戦国大名大友氏の家臣であったが、大友義統が朝鮮出兵時の不首尾によって領地を没収され、山口に幽閉されたために豊前中津に移り商人になった。その後、黒田氏の御用商人として活躍した。黒田氏とともに筑前へ移った大賀宗九に三男あり、長男は博多の「呉服町上」に、次男は「呉服町中」に、三男宗伯は「呉服町下」に屋敷をもち、それぞれ「上大賀」・「中大賀」・「下大賀」と呼ばれた。「中大賀」は跡継ぎに恵まれず、二代で絶えた。<sup>⑥</sup>

上大賀・下大賀はそれぞれ、五〇人扶持、銀一貫五百目を拝領し、下大賀は元和七年（一六二二）に筑前の粕屋郡中原村など計一六四石二斗四升三合の知行を与えられた（実際は辞退）書付や宗九の家屋敷を相続したことから、下大賀が「本家」、上大賀が「惣領」と区別されているが、福岡藩の対応は同一で、ともに博多町人の筆頭であった。<sup>⑦</sup>

巡見使三人はそれぞれ分かれて博多で休息した。『御巡見使記録』を見ると、

御使番

正使 曾我又左衛門様

大賀甚之丞

御同勢

御用宅

御小姓組

副使 大久保勘三郎様

大賀善之進

御同勢

御用宅

御書院番

御目付 近藤勘七郎様

末次與三郎宅

御同勢三拾三人

御用借

とある。正使の曾我は大賀甚之丞(下大賀)宅、副使の大久保は大賀善之進(上大賀)宅、そして目付の近藤が末次宅で休息した。右の記事で、両大賀の家には「御用宅」と書かれているから、藩の費用で建てられた書院が使用されたと考えられる。大賀家の由緒を記した『大賀家記録』に、<sup>(8)</sup>

寛永十三年、只今御用宅ニ相成居候書院通り、忠之公御意ニ依り取建申、其節京都嵯峨之大工七拾人呼下シ普請相調、家作之内両度被為人御覽被遊、中白之御幕拝領被仰付、普請為御尋鶴老羽頂戴被仰付候事

とあり、二代藩主黒田忠之が建てさせたことが書かれている。一方、末次家には「御用借」と書かれており、巡見使接待のために一時的に借り上げられた。これら三家では、巡見使を迎える前に居宅の修繕などが行われた。『御巡見使記録』は、どのような修繕が行われたのか詳しく記している。

前年の天保八年九月二十九日、福岡藩の「御用聞役」「御町奉行」など総勢一七人の役人たちが末次家に来た。彼らは前回の巡見使（天明八・寛政元年）を迎えた時の末次家に関する絵図などを持参しており、それをもとに今回の修繕箇所や方法などを協議した。末次家の工事は、天保九年一月二十四日から始まり、大工小屋や湯小屋が建てられた。作業は二月一日から始まり、巡見使たちが休憩に使用する部屋だけでなく、外周の塀から台所に至るまで整備され、四月二十二日に「成就大御見分」を受けてほぼ完了した。四月二十八日には門の内に「用心田子」<sup>9</sup>を準備、四月三十日には家財道具をすべて二階に片付け、閏四月朔日に幕を張り、庭や通りに砂を撒き、掃除をして準備を終えた。

これ以前の四月十三日、末次は「船庄屋役」の役目として「御巡見使御用浅行船」の検査を受けている。これは、幕府領のみを巡見する「国々御料所村々巡見使」が博多を通過し、橋のない「藤崎川」「諸見（室見）川」を渡すための準備である。『御巡見使記録』の四月十七日に、

同十七日 御料御巡見御三使共ニ無滞御通行、公役浅行船無御間欠相仕廻候事

御料御巡見衆御名元

田口岩蔵様 上下八人

渥美武左衛門様 上下八人

池田為助様 上下五人

ノ

とある。幕府領のみを巡見する「国々御料所村々巡見使」(総勢二二人)は、「諸国巡見使」(総勢約一〇〇人)に比べて小規模であったこと、「諸国巡見使」とほぼ同じ時期に来ていたことも分かる。『御巡見使記録』には、「国々御料所村々巡見使」のために川船を準備したことのみが記され、末次家で宿泊または休息した形跡はない。

福岡藩領を監察する「諸国巡見使」の曾我・大久保・近藤が博多に着いたのは、閏四月三日であった。当日、末次家の家族や使用人たちは早朝から「裏隠宅」に移り、台所では藩の賄方が準備をはじめ、「三畳敷ノ間」では「御座敷坊主」が煎茶を用意した。管崎宮参拝を終えて正午頃、「下大賀」の大賀甚之丞宅に到着した三人の巡見使は、福岡藩主の黒田斉博や重役たちの挨拶を受けた後、それぞれ割当の家に移動した。末次與三郎宅には巡見使近藤がやってくる。末次は巡見使による管崎宮参拝の連絡を受けて衣服を改めた。大賀宅での儀礼的挨拶の終了を見計らい、「上之辻」へ出て待っていた。近藤の乗った籠が近づいてくると「平伏」し、すぐさま「御駕籠通り過ル頃、直ニ御先ニ懸ケ抜ケ御案内申上ル」とあるように、駕籠が通り過ぎると先へ駆け抜けて自宅へ案内した。昼食の献立は、

御献立

はんへん

塩雁

塩煮海老

新牛房

御煮物

重松茸

御汁

松露

茶せんうと

羽衣とうふ

花柚

かいわり菜

御香ノ物 守口漬

御飯

とある。巡見使近藤には「御側衆」が給仕し、その他「御用人」などの従者には「用意之給仕子供」一〇人程が麻の袴を着用して担当した。食事の間、末次は近藤の「御用人」から帳面三冊を差し出され、例文のように書くように求められた。それは、食事代の領収証、調度品の受取証、後からやってきて巡見使の「御人数之内」と言う者へ「売物」をしないことの誓約書だった。どのような内容だったのか、『御巡見使記録』に明記されている。他の巡見使関係の記録には見られない「末次文書」の特徴である。

昼食・休憩を済ませた一行は、「八ツ半頃」（午後三時頃）に出発した。さしたる問題もなく、巡見使を送り出した末次は、主だった世話係たちと「吞ずんハ有へからず」と酒を酌み交わし、「巡見使 すみし祝ひに汲かわす 酒も迎杯 するそ目出度」と歌を詠んだ。

『御巡見使記録』は、末次與三郎廣營による私的な記録である。幕府巡見使の休憩所を命じられ、末次にとつて、名誉であると同時に居宅の整備が藩の費用で行われるという実利的な側面もあった。本史料では、藩役人の、特に付衆などの良好な協力関係が見て取れる。末次は、大工・塗師・張物師などの職人たちに対するもてなしなどの配慮も忘れず、歌も詠めた。三カ月におよぶ末次家の整備には、材料費・人件費など莫大な費用を要したと思われるが、具体的費用は本史料に出てこない。費用は福岡藩の負担である。幕府巡見使が昼休みする約二時間のために、福岡藩はどれほどの支出をしたのだろうか。整備されたのは末次家だけでない。全体像は今後の課題である。

【注】

- (1) 小宮木代良「幕藩体制と巡見使(一)(二)——九州地域を中心にして——」(『九州史学』七七・七八号、一九八三年)
- (2) 森弘子・宮崎克則「九州へ来た『諸国巡見使』——天保九年巡見使の記録と解説」(『西南学院大学博物館研究紀要』四号、二〇一六年)、同「天保九年 幕府巡見使の従者日記(一)——立野良道『西海道日記』一・二・三・四巻」(『西南学院大学博物館研究紀要』五号、二〇一七年)、同「天保九年 幕府巡見使の従者日記(一)——立野良道『西海道日記』五・六・七巻」(『西南学院大学『国際文化論集』三二巻一号、二〇一七年)
- (3) 奥村武「長崎と博多町人」(『長崎談叢』五〇輯、長崎史談会編、一九七一年)
- (4) 「末次文書」(番号五)の「両市中格式町人人数之覚」によると、格式としては、文政十三(一八三〇)年九月時点で「年行司次」である。年行司の起源は中世に遡る町人の代表者であるが、江戸時代中期には、町奉

行所の下、年貢米や農村から商品として流れ込む米穀・蠟や練綿などの管理を任せ、運上銀の取り立て、人足入目の算用など重要案件の審議・実行、町年寄や組頭の推挙などを行つた。このような藩政や町政への寄与、献米銀等により、大賀氏を筆頭にさまざまな格式と特権が与えられた（福岡市博物館アーカイブス、企画展示No.40「古文書で見る近世福岡町人の社会とくらし」）(<http://museum.city.fukuoka.jp/>)

- (5) 「末次文書」(番号三一)の「御書付」。肩書に「大賀次 末次与兵衛」と書かれているが、就任年は不明。
- (6) 大賀静子『大賀宗九(本姓大神) 実録 英傑博多の豪商』(あらし書店出版部、一九九二年)
- (7) 『福岡県史 通史編 福岡藩(一)』(西日本文化協会、一九九八年)
- (8) 大賀家の由緒を記した『大賀家記録』(大賀(静)文書、福岡県立図書館蔵マイクロフィルム)
- (9) 「末次文書」(番号三二)に「末次家居宅絵図」がある。これは天保九年巡見使のためにどこが修繕されたかを示す屋敷図である(別稿予定)。
- (10) 『博多津要録』一卷(西日本文化協会、一九七八年)によると、

寛文七丁未歳四月廿六日

御上使近日御着ニ付而急度申触候事

(中略)

一、一町二四所宛新敷たこ(田子)にのみ水入、新敷かいぎにたこ(田子)壺ツニ式本宛并いまり(伊万里)焼き  
れいなる茶わん二ツ宛、指添出し置可申候事

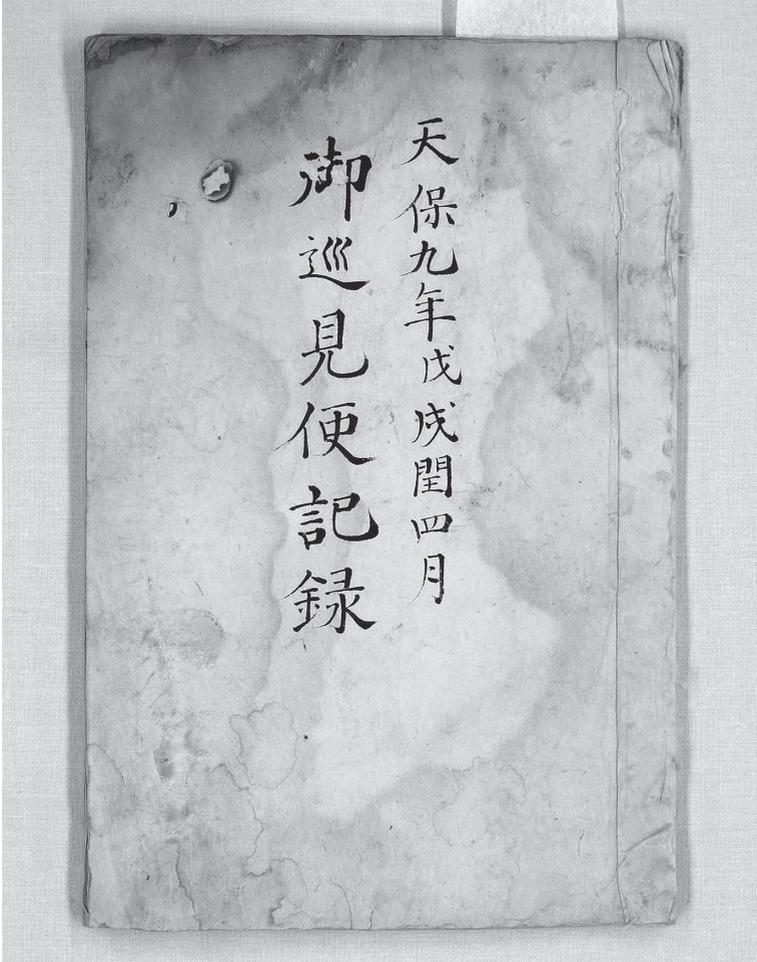
(後略)

とある。「田子」は水桶であり、飲み水を入れている。末次家では「用心田子」を準備しているから、飲み水でなく、火の用心のための水桶であろう。

【凡例】

- 解説にあたり用字は、原史料のとおりとするが、常用漢字のあるものはこれを用いた。
- 変体仮名は平仮名に改めた。
- 読点は解読者による。
- 敬意を表す欠字、平出は省略した。
- 「夕」(より)、「メ」(しめ)については原史料の通りとした。「ホ」は「等」、「江」は「え」とした。
- 虫食い等により判読不可能な文字は、□にした。
- ( ) は筆者の注である。

天保9年(1838)『御巡見使記録』



「末次文書」(番号 追加1) 福岡県立図書館蔵

【表紙】

天保九年戊戌閏四月  
御巡見使記録

【本文】

天保九年戊戌春、御巡見使御下向ニ相成筈ニ付、御先例故、左之通御宿被仰付候事

御使番

大賀甚之丞

正使

曾我又左衛門様

大賀甚之丞

御同勢

御用宅

御小姓組

大賀善之進

副使

大久保勘三郎様

大賀善之進

御同勢

御用宅

末次與三郎

御書院番

御目付 近藤勘七郎様

末次與三郎宅

御同勢三拾三人

御用借

去酉(天保八年)

右御三使御下向ニ相成筈ニ付、去酉九月廿八日、御町役所今御懸合来候、明廿九日貴殿宅見分有之候条、其旨相心得候様ニと御懸合有之候間、本座敷・次ノ間・小座敷・三畳敷・玄官共ニ取片付掃除いたし置候事

御見分

九月廿九日九ツ過ニ御入込御見分有之、御人数左之通

御用聞役

岸田文平様

御用所下書衆

明石助九郎様

伊藤藤助様

御町奉行

御町奉行

三木権六様

御町方付衆  
稻富久五郎殿

戸田権平殿

末永見助殿

御普請奉行

御普請奉行 十時源太夫様

御普請方付衆

伊丹丹弥様

片山助次殿

御座敷奉行 牛原卯右衛門様

御掃除坊主頭取彦人

御障子張 甚蔵殿

御買物奉行 湯浅三太夫様

御買物所付衆

中村平市殿

大工棟梁

新大工町 三七

同役

簀子町 助一

御繕ひ所

右之御人数御見分有之、寛政元年之此方絵図御持参ニ而御引合せ、御繕ひ所様々御評義有之、八ツ半頃相済、御引取ニ相成候事

但シ、御茶・御菓子台盛ニ而指出候事

右御引取後、町方付衆三人ハ引留メ、三ツ盆計ニ而酒出候事、翌晦日、御用聞様・御町奉行様・御普請奉行様え御礼ニ罷出ル、其外ハ追而方角ニ参ル序ニ罷出候事

戊(天保九年)

戊

正月廿四日安武八兵衛方御作事御入用竹木持込候事

御作事所

同廿五日 御作事所・湯小屋入用古板類持込ニ相成候事

同廿八日 御普請方付衆片山助次殿・大工肝煎新大工町忠次郎・日雇方棟梁唐人町悦次、其外日雇

方五、六人召連參、湯小屋取建ニ相成ル、大工小屋所ハ評義而已ニ而、今日は引取ニ相

成候事

小屋入

同廿九日 今日小屋入、朝五ツ時片山助次殿・忠次郎・悦次、其外大工・日雇大勢入込大工小屋

建ツ、詰所ハ此方長家一軒貸シ、其所ニ御幕張詰所ニ相成ル故、別ニ仕構ニ不及候事、

七ツ半時揚りニ相成ル

大工・日雇

二月朔日 付衆・大工・日雇入込、御作事始ル、御買物奉行多久市助様材木御見分ニ御出有之、直

ニ引取ニ相成ル

同二日 同様御作事有之

同三日 同様御作事有之、今日ハ余り寒氣強有之ニ付、片山氏・大工忠次郎・日雇悦次、仕廻揚

御酒出ス

りニ御酒出ス、尤吸物輕キ三ツ盆壺通り也

同四日 同様御作事有之

同五日 右同断

同六日 右同断

御酒出す 鯨京菜	同日	右同断、四ツ時頃、御普請奉行十時源太夫様、付衆一人・棟梁助市被召連、再御見分有之、御茶・御菓子出ス、四ツ半頃御引取ニ相成候事
	同八日	右同断、今日は余寒強、皆々被骨折候ニ付物中へ御酒出す、鯨京菜之煎付ケ、酒ハ五升也
	同九日	右同断
白土上塗	同日	片山氏え向通り之長塀ハ御仕替ニ不相成、白土上塗計之由承候ニ付、土台材木ハ私合可指出ニ付、土台御敷替被仰付候儀ハ相叶間敷哉及相談候処、尤之事候故、役頭衆え申上ケ可遣由也
左官	同十一日	御作事有之、今日左官大勢入込塗方有之候事
	同十二日	右同断
床袋棚	同十三日	右同断、今朝明石助九郎様え罷出、床袋棚下張付、形紙張ニ被仰付趣ニ付、唐紙ハ私合可指出ニ付唐紙張ニ被仰付被下候儀ハ、被為叶間敷哉与相願候処、早速御承引、今日筋々え被仰談可被遣、尤画ハ手元合相頼候様ニ被仰聞候事
	同十四日	右同断、兼而相願置候向通り塀為見分、棟梁助一見え候ニ付、吸物三ツ盆ニ而酒出ス、片山氏・助一・忠次郎・悦次也
	同十六日	右同断
	同十七日	右同断

材木御見分  
長堀土台

同十八日 右同断、御買物奉行多久市助殿、付衆被召連、追増材木御見分ニ御出有之、直ニ御引取

也、○御普請方之兼而願置候長堀土台替之儀、御聞濟ニ相成候条、左之通材木相調候事

一、壹本ハ杉式間五寸角 一、式丁ハ式間四寸貫

此分ハ御作事方被下

一、式本ハ同壹丈五寸角 一、四本ハ壹丈丸太

内三本ハ右同被下候ニ付、メ全く壹本此方ニ調候事

同十九日 右同断

同廿日 右同断

鯨大根

同廿一日 右同断、今日、堀土台敷替成就ニ付惣中へ酒出ス、酒五升、鯨大根木之煎付ケ也

同廿二日 右同断

同廿三日 右同断

同廿四日 右同断、今日七ツ時過、御陸土目付木原左内殿御見分ニ御出、御作事方引ケ後ニ付、亭

主分案内致御目ニ懸候事

同廿五日 御作事今日切ニ大成成就ニ相成候付、大工・日雇共ニ一先御引揚ケニ相成候事

但シ、御繕ひ所、新ニ御仕調所等ハ別紙絵図ニ朱書之通り也

御障子張

同廿六日 今日ハ御障子張甚蔵殿張物ニ入込之筈ニ候処見へす、手伝茂吉計見え所々ぬぐい候事

同廿七日 今日も不参

床画

同廿八日 四ツ時頃、御障子張甚蔵殿・同寺田栄八殿・手伝茂吉見え、張物仕懸りニ相成候事

同廿九日 御張物師兩人共、手伝茂吉も見へ張物有之候事、○障子縁・襖縁・板襖縁・玄官ノ扉・戸袋扉縁、上塗出来上り持参り候事

同卅日 右兩人、手伝共二見え床張付ケ出来致す、昼過頃御座敷奉行牛原卯右衛門様、御掃除坊主小頭老入召連被参、暫御咄有之、御茶・御菓子出ス、咄之序ニ付床画之事御咄仕候処、早々助九郎殿え咄合見可遣由被申候ニ付、重畳相頼置候事、○昼頃、日雇方悦次父子・今老入日雇方参り、大工小屋・湯小屋共解除候事

三月朔日 右同断、襖・障子ノ腰受ケ張有之、昼頃大工兵右衛門参り襖縁はなし早速帰ル、御張物師仕廻上りニ、三ツ盆計ニ而酒出ス、○夜ニ入御殿、形紙送り来ル

同二日 右同断、形紙張立有之候事

同三日 休日

同四日 右同断、張立有之、今日大工縁離しニ不参候ニ付、先今日切ニ引取、一兩日大賀え参り其後可参由也

同五日 左官兩人・日雇方三人見え上塗残り所塗上ケ致ス、九ツ頃御普請奉行月成中様、付衆小頭与惣殿・片山助次殿・棟梁助一被召連成就為見分御出也、御茶・御菓子出ス

同六日 片山氏・大工忠次郎見え、襖縁離し、障子損じ繕ひ等有之、○御座敷方、呼出ニ付罷出候処、先日牛原様え御咄申置候床画御用ニ而、衣笠要様え被仰付被下候段御達有之、尤

床画  
衣笠要

御座敷方

表向ハ此方々相對頼ノ都合ニ致候様、内分ハ御座敷方於御役所衣笠え被申談置被下候由也

同七日 休日

同八日 休日

同九日 衣笠氏え参り画之事相頼置候事

同十日 御普請方々預ケ之諸品取ニ参ル、相渡候事

同十一日 御座敷奉行鈴木次平様為見分御出有之、暫御咄、御茶・菓子出ス

同十四日 御張物師甚藏殿・栄八殿・手伝茂吉見え張物有之候事

同十五日 右同断、張物有之事、片山助次殿・大工二人見え襖縁打有之候事

同十六日 片山氏・大工兩人見え、床ノ内障子腰四歩一打有之事

同十七日 右三人見え、四部一打有之、今日切ニ先仕廻ニ相成ル、衣笠要様御出、床張付書懸リニ相成ル、昼酒出ス、片山氏・大工兩人ニも酒出ス、衣笠氏計仕廻酒出ス、昼飯・夜食共

衣笠氏

ニ出ス也

同十八日 衣笠氏御出、袋棚下・小座敷床ノ内出来上ル、昼酒・御飯出ス、仕廻揚り酒・飯出候事、

○袋棚・小襖之義、衣笠氏え御座敷方々画之事、御談ニ相成居候由、要様御噂有之ニ付、形紙張上ケ有之候得共、此方々唐紙二枚出し張直させ衣笠氏えもたせ相頼遣候事

同廿二日 畳屋三人参り表替致懸り、昼後今又五人参り、都合八人ニ成ル、過半出来致頭取次右衛

畳屋

門始終参り、世話指図等有之候事、○上ノ間・次ノ間・三畳敷迄新表也、小座敷以下ハ古表くり下ケニ相成候事

同廿三日 畳屋四人参り残り分表替仕廻、夫々両方之縁薄辺り小用所迄薄辺り出来上り候事  
後同廿八日御座敷奉行牛原刃右衛門様、御掃除坊主小頭老人被召連為見分御出有之、御茶出ス、  
早々御引取也

博多船数

前同廿四日御町役所ハ博多船数書出候様被仰付候二付、惣数九十六艘と書付を以申出候事

唐人町塗師

同廿九日 唐人町塗師見え、小座敷板床ニシミ物有之分砥落し、下地塗致置引取候事

成就見分

四月三日 右塗師子息参り、右板床之上塗出来上り候事

同十一日 明後十三日成就見分之儀、御町方・御普請方両役所ハ御懸合来候事

同十三日 四ツ過頃、左之御役々成就為見分御出ニ相成ル

御用聞 山口孫右衛門様 御町奉行 三木権六様

御同役 明石助九郎様 御普請奉行 十時源太夫様

御座敷奉行 牛原刃右衛門様

其外夫々ニ御手付衆大勢御入込、御見分相濟候事

但し御茶・台盛菓子出候事

今日御船方ハ御巡見使御用浅行船御見分有之候二付、鰯町川下え不残相揃置、日高屋貞次様え申付置手元御見分相濟、九ツ頃ハ致出方相待居候処、八ツ半時頃吟味役廣田良八

様、御梶取何某殿立合見分有之、御撰出し有之分書付差出ス、且船主夫々貞次を以委細申談さ七置候事

障子張 同十四日 御張物師甚蔵殿・栄八殿被參、襖張残り分張立二相成候事

同十五日 右両人被參、障子張残り分右同断、今日切二仕廻二相成事、明後十七日御料御巡見使姪

浜御泊り二而御通行二付、兼而相達置候浅行船、明十六日分乘廻候様申付候事

御料御巡見 同十七日 御料御巡見御三使共二無滞御通行、公役浅行船無御間欠相仕廻候事

御料御巡見衆御名元

田口岩蔵様 上下八人

渥美武左衛門様 上下八人

池田為助様 上下五人

ノ

同十九日 御船方吟味役廣田良八様分申談度御用有之旨二付罷越候処、十三日見分二相成居候浅行

船之儀、福岡分損じ多く御用達致兼候条、博多分二而四艘相増、左之通御仕方二相成候

旨二付、書付ヲ以御船方・御浦役所兩役所え指出候事

覚

壱 古溪町 古溪町 豎町浜

御召船一艘 内田八右衛門船 加子三人ハ 次平

古溪町 豎町浜

鰯町下

弐

鰯町下

同町

同老艘

渡辺五兵衛船

同 三人八

久助

六右衛門

甚吉

三

同町

同町

同老艘

吉井利左衛門船

加子三人八

與右衛門

藤平

七右衛門

ノ

同町

豎町下

御供船一艘八 大嶋屋七兵衛船

加子三人八

八次

七右衛門

茂平

浜口町浜

浜口町浜

長左衛門

次吉

同町

浜口町浜

同壹艘ハ

壹岐屋源右衛門船

加子三人ハ

甚五郎

伊介

利平

市小路町浜

同町

市小路町浜

同壹艘ハ

波戸場万作船

加子三人ハ

善藏

弥平

惣右衛門

ノ

(金屑川)  
藤崎川

右六艘ハ藤崎川行

中嶋町

壹 中嶋町

御召船一艘ハ 服部太右衛門船 加子三人ハ

萱堂町

茂平

又市

与平次

西町浜

貳 同町屋

同 壹艘ハ 井桁屋外右衛門船 加子三人ハ

西町浜

徳平

善右衛門

源七

鰯町下

三 鰯町下

同 壹艘ハ 真玉仁右衛門船 加子三人ハ

同町

清吉

吉右衛門

喜介

ノ

西方寺前町

同町

御供船一艘ハ 由岐屋甚右衛門船 加子三人ハ

西方寺前町

三右衛門

芥屋町

芥屋町

長平

伊右衛門

同町

芥屋町

同老艘八

竹屋次作船

加子三人八

長平

喜平

市次

古溪町

鰯町上

古溪町

同老艘八

石蔵屋幸介船

加子三人八

与三右衛門

惣吉

鏡町

鏡町

仁右衛門

市小路浜

同町

市小路浜

同老艘八

和田屋善右衛門船

加子三人八

市右衛門

(室見川)  
諸見川

心得方

ノ

七艘ハ諸見川行

外ニ八艘ハ両川え福岡へ出ル

都合式拾老艘御入用也

右御召船ハ勿論、御供船共ニ損シ有之分ハ取繕ひ、寶板敷能々おがい上ケ置候様、貞次を以申談置候事

同廿日

御付添役「建部<sup>補入</sup>孫左衛門様御同役也、先達而令大坂迄御船ニ而御迎ニ御出被成候事」宮

崎助太夫様・花房平助様此方間内御見繕ひとして御出被成候、暫御咄御引取也、御茶・

煙草益出候事、○御浦役所へ浅行船損所作事いたし候様可申付旨、御懸合来候付又々触

達候事

同廿一日

御町御役所へ御呼出ニ付罷出候処、心得方御含筋被仰聞候、且又御座敷方へ御道具類送

り来候筈之御品付、写取来候事、但御品付ハ別帳有、爰ニ略ス

覚

鰯町下

吉次郎

庄右衛門

平伏

殿様

博多町数

家数

人数

大賀善之進

大賀甚之丞

末次與三郎

御巡見使御着之節、居町之辻え罷出居申、御成門口迄御案内平伏仕居申、御立之節は右門口え相控平伏、尤服綿麻上下着用之事

一、大賀甚之丞御用宅二而殿様御三使え御対顔之節も、甚之丞儀御成門口え平伏之事

御巡見使又ハ御家頼衆之内分御尋之有之儀も難計候二付、相答候廉々之内、凡肝要之儀計左之通り相心得居候様被仰付、則写取候事

覚

一、博多町数 百三町

一、同家数 貳千四百五拾六軒

一、外二借屋鋪 九百九十竈

一、同間数 一万九百九拾四間三步

古来分御定人夫高貳千百六拾六人式步一厘

人数壹万四千九百五拾壹人

一、神社 七ヶ所

遊女

酒屋

博多織

練酒

成就大御見分

一、寺数 六拾ヶ寺、内拾ヶ寺ハ寺領付

一、船数 九拾六艘

一、遊女 百五拾式人

一、酒屋 式拾七、八軒

一、麴屋 四拾七軒

一、馬数 三十五疋

但、三十疋ハ札馬

一、博多織御調可被成旨被仰候は、御献上并ニ御用向織申ニ付、急ニ難相調、併少々  
間合有之候得ハ、調申儀ニ御座候由可申上事

附、直段近年糸物高直ニ付、只今之直段男帯一筋ニ付銀四拾目、羽織地氈反ニ付  
銀式百廿八匁、袴地一反ニ付同百六拾八匁

一、練酒 壺升ニ付代銀拾五匁

一、索麴 代銀壺匁ニ付九竿

同廿二日 今日成就大御見分有之、八ツ半頃左之御面々御入込、御見分相濟候事

御用人 黒田三左衛門様 御用聞 田中佐太郎様

同 林太郎右衛門様 御町奉行 魚住新之丞様

御納戸頭 郡金右衛門様 御普請奉行 十時源太夫様

同 杉山文左衛門様 同 伊丹丹弥様

右御役々、夫々手付衆大勢付添被参候事、御茶・台盛菓子出候事

藤崎川・諸見川御渡船都合拾三艘、前記之通申付置、加子人数三十九人也、尤御日限相知れ次第可申入二付、前々日より乗廻シ候様申付候事、今夕方御座敷方各諸品々送り状之通送り来候二付、受取置候事、○御普請方各锹類送り来受取置候事

同廿三日 片山助次殿、日雇方悦次外二三人召連参り、御駕籠置所其外御幕張下地出来ル、仮り便所出来上ル

同廿四日 右同断

同廿五日 右同断、三畳ノ爐すびつ、御普請方各来ル、切はめ出来いたす、今日切二而先仕廻ニ相成候事

御幕

同廿六日 御普請方各御幕拾三張箱入送り来ル、封之俣預り置候事、○丸太九本・竹一抱取ニ参ル、

日雇方正吉・又次兩人え相渡ス、陸奥守殿方行之由也

同廿八日 昼頃御座敷奉行鈴木次平殿・御座敷坊主小頭壱人・御張物師甚蔵殿以上三人見分として被見え、其後御普請方片山氏・大工忠次郎見え、襖引手打并小便所上戸切はめ有之候事、○門ノ内え用心田子取出し飾り置候事

御渡船

同廿九日 藤崎・室見両川御渡船数艘加子多人数之事故、自然致混雑、御間欠ケ等有之候而ハ不相

家内諸道具

博多御入込

殿様御対顔

濟儀ニ付、漁人頭取西町浜長右衛門・庄助、市小路町下喜六、豎町浜兵次郎、右四人え乗廻し之節、鯛町下え各致出方、都合能様致才判候様申付候事、昼飯後播磨様若殿付之御家頼耆人見え、若旦那御巡見使御挨拶ニ被罷出候節、供方為心得御宅之都合見繕置度旨被申候ニ付、両玄官之所見せ間内迄も見せ置候事

同晦日

今朝大賀御普請受持之付衆見え、明後二日御巡見使御入込ニ可相成御模様之由咄有之候間、町方受持稲富氏え参り承候処、夜前注進有之、右之御模様故追付出方いたし、後刻御呼出申談ル積り之由被申候ニ付、早速引取両川御渡船明早朝ニ乗廻し候様年寄中へ触出し、且漁人頭取えも才判之義触出候事

右之御模様故、家内諸道具一切取片付、二階向ノ部屋蔵ノ内え直させ候事、日高屋貞次・裏ノ徳平加勢ニ参ル、昼七ツ時頃、御町方出役所へ御懸合来ル、昨廿九日芦屋御通船御見合せニ相成候旨只今申来候趣也、さすれハ明二日は御延引、三日御入込ニ相成ル御模様也

閏四月朔日早朝御普請方付片山氏、大工忠次郎・日雇方三人召連被参、御幕張立庭之砂まき掃除有之、御手水桶居え台、本座敷小座敷ニ夕所之分出来致ス、今朝浅行船十三艘共朝夕ニ乗廻させ候事、御町方出役所へ今日赤間御泊り、明後三日博多御入込之旨御達状到来いたす、七ツ時頃右出役所へ御呼出ニ而御当日ハ御三使共ニ直ニ甚之丞御用宅え御乗込ニ相成、殿様御対顔被為濟御立チ、直ニ此方え御入込ニ相成候条、其心得ニ而居町辻え御

出迎申上、直ニ御案内申上此方玄官前ニ平伏いたし罷在候様御達有之也、勿論服綿麻上  
下也

同日 肝煎御町方付末岡才八殿見え、左之書付持参ニ付写取置

覚

近藤勘七郎 御目付 近藤勘七郎様

用人 桑原栄藏殿

御宿肝煎御側筒

小野東馬殿 三人、内壱人此方え

供人数 供人数

柴田喜惣殿

三拾式人 今日分泊り込、下宿樞屋

都合上下三拾三人 同御町方付頭取格

一、御朱印人足八人 三人、内壱人此方え

一、御伝馬 拾三疋 末岡才八殿

内五人<sup>(疋カ)</sup> 人足拾人替ル 今日分右同断、下宿鱒屋次八方

一、賃人足 拾六人 台所見届諸事才判 付廻り 秀島三郎殿

御側筒也 津野伊蔵殿

金銀相場

青柳御泊り

此方宿亭主代

新川端下

浜口町中

魚町中

鱒屋惣次

和泉屋又助

綿屋藤作

内夫 五人

掃除夫式人

右八人足方八百屋伊助入ル

×

金銀相場

金壹両二付代

丁錢五貫九百八十六文

銀壹匁二付代

丁錢百貳文半

今朝陸奥守殿御入用之由ニ而、御幕五張取ニ參ル、即相渡ス、日雇方茂七・弥右衛門也、

帳面箱も相渡し候事

同三日

御三使共ニ夜前青柳御泊リニ而、博多御昼休、今夕姪浜御泊リ也、依之賄方受ケ之者共  
早朝入込入込ミ用意有之、○肝煎役兩人共ニ入込、尤喜惣殿諸品御道具類一切受持之事故、

御掛物

殊外多用也

床ニ御掛物 梅ニ連雀ノ画一幅 尚信筆

御刀掛 一ツ 一腰掛り白木

御朱印台

御朱印台 白木三方敷紙添

メ 袋棚下ニは何も御飾付なし

西側ノ縁ニ

御手拭掛一ツ 塗盥一ツ

御手拭共ニ 湯桶一ツ

メ

御座敷方坊主

御座敷方坊主衆何ノ何某殿見え、三畳敷ノ間炉にて煎茶用意有之、釜・五徳・水指ハ此方分御用借  
 ニ付指出ス、其外一切御道具来り候事、御道具類ハ別記有略之、手代役三人共入込御廉世話有之、  
 内夫五人・掃除夫式人参ル、御作事方片山助次殿、大工忠次郎・日雇棟梁召連被参、表玄官横板仕  
 はめ表通り砂蒔掃除、御駕籠置所門内迄掃除才判有之候ニ付、此方掃除夫ハ手入らず也、座敷間内  
 庭掃除計内合致ス、○本座敷間内屏風仕切出来ル、六枚金屏半双惣金地ニ極彩色花車ノ図也、御町  
 方合かり立之由也、部家・台所迄明ケ渡候ニ付、家内之者共裏隠宅え早朝合参り居候事、○御若様  
 御入之間ハはね釣瓶汲ミ不申様止メさせ候事、凡九ツ時頃と思敷頃、御三使箱崎宮御社参之由注進

家内之者

箱崎宮

大賀御用宅

平伏

近藤様御上下

御帳面三冊

有之二付、衣服相改上下着用致シ相待居候事、遠見之者壹番触之由致注進候ニ付、夫の上ノ辻え罷出待合せ候処、正九ツ時御三使共ニ下大賀御用宅え御一同御着ニ相成候間、綱屋助右衛門方え暫く見合せ候処、無程殿様一番触有之二付、為拝見呉服町綿屋貞次方へ参り致拝見、御対顔到而御速ニ被為濟候と相見え即刻御帰城被為遊候、夫ハ非常番役筑紫様行烈美々敷御飾ニ而御通り也、夫ハ御役々入替く御機嫌伺有之、誠ニ賑やかなる事共也、暫らく御隙取九ツ半時近藤様御立ニ相成候御模様と相見え、御付添役宮崎助大夫様大賀門口え御出浮ニ相成候間、上ノ辻え罷出相待居候、石堂ノ方辻え御足輕頭御兩人、足輕衆大勢引連被成候、御駕籠間近ク相成候得ハ、御足輕頭も挟箱取除ケ平伏被成候、予勿論平伏致居候而、御駕籠通り過ル頃直ニ御先ニ懸ケ抜ケ御案内申上ル、助大夫様御先御案内故疾ニ玄官前ニ御待合せ也、御着之節助大夫様も下座被成候、予も玄官ノ向之方え平伏いたし罷在り、玄官え御上り被遊候而内にはいり候也、御着座ニ相成早々助大夫様御機嫌伺有之、直ニ御立、宿白水長右衛門方え御引取被成候、其後御納戸頭郡金石衛門様御機嫌伺ニ御出被成候、其外御役々ハ下大賀ニ而被為濟候故、御出無之候事

近藤様御上下三拾三人也、内用人式人・侍分七人・陸士四人迄此方え御休也、足輕已下十九人ハ下宿綱屋勘右衛門方え遣候事、御家頼衆之内追々御先ニ御着有之、御用筋有之儀ハ一切肝煎役喜惣殿・才八殿、其外手代役三人ハ取合被呉、事々無御間欠御用弁シ候事、御帳面三冊御出シ被成、案内之通致書付、名判居え指上候様御用人ハ被仰聞候ニ付、相認致印形指上候、則左之通ニ候事

請取申木錢米代之事

- 一、丁錢十八文ハ 御上御壹人様分
- 一、丁錢三百八十四文ハ 御人数三十式人前  
御壹人ニ付十式文ツ、
- 一、丁錢九百四拾文ハ 御上下三十三人分  
白米八升式合五勺  
但御壹人式合五勺  
壹升ニ付百十四文充

丁錢壹貫三百四拾式文

此金三朱ト式百式拾文

右は今三日、御昼食木錢米代、御定之通所相場ヲ以御上下三十三人分御勘定被成下、慥ニ奉受  
取候、為後日仍而如件

筑前那珂郡博多津

御宿主

天保九年閏四月三日

末次與三郎

近藤勘七郎様御内

御朱印台

桑原栄蔵殿  
小野東馬殿

差上申一札之事

一、御朱印台 一 一、御煙草盆 壺

一、御刀掛 壺 一、きせる 式

一、御掛物 壺 一、湯つき 壺

一、御手拭懸 壺 一、塗盥 壺

但御手拭共二

右、今閏四月三日御昼休ニ付指出置候道具、御出立之砌被成御返、損も無之儘ニ奉受取候、為  
後日之如件

筑前那珂郡博多津

御宿主

天保九年閏四月三日

末次與三郎

近藤勘七郎様御内

桑原栄蔵殿

小野東馬殿

指上申一札之事

御供御人数不残当宿御出立被成候以後、若跡の御人数之内と申参候共売物等仕間敷旨被仰渡奉畏候、為後日之如件

筑前那珂郡博多津

御宿主

天保九年閏四月三日

末次與三郎

近藤勘七郎様御内

桑原栄藏殿

小野東馬殿

右之通、三冊ニ相認印形いたし、自身ニ持参御用人え差出候処、御亭寧ニ御挨拶有之、直ニ木錢米代御渡被成候事

右相認居候内ニ、御上下共御昼飯指上ニ相成候事、御上ハ御側衆の御給仕有之也、御用人已下御家頼中ハ用意之給仕子供十人計麻袴着用ニ而致給仕候事

御献立

御献立

はんへん

塩雁

塩煮海老

新牛房

御煮物

重松茸

御汁

松露

茶せんうと

羽衣とうふ

花柚

かいわり菜

御香ノ物 守口漬

御飯

メ

右御献立通り仕立上ケニ相成候節、指上前ニ此方様御料理人<sup>(空白)</sup>□□様一順御心見有之候事

下大賀

大安心

下大賀御休之曾我様ハ、疾々御立ニ相成候得共、上大賀御休之大久保様未御出立ニ不相成候、御同人様御立ニ相成候ハ、近藤様御立可被成旨ニ而遠見御付ケ、暫御見合セニ相成居候処、則大久保様御立之由注進有之ニ付、八ツ半頃無御滞御機嫌能御出立被成、皆々大安心いたし候事

右之通、首尾無滞被為濟恐悦至極也、我々迄も大安心目出度しく、爰ニおいて心祝ニ吞ずんハ有へからず、各留り給へと引留メ、三ツ盆肴にて酒出し候人々、左之通

柴田喜惣殿

大工忠次郎

末岡才八殿

日雇方悦次

片山助次殿

和泉屋又助

御座敷方坊主衆

何ノ何某殿

鱒屋惣次

綿屋藤作

巡見使 すミし祝いに汲かわす

酒も迎杯 するそ目出度

木錢米代金

閏四月八日 御町御役所え木錢米代金三朱と貳百貳拾文相納候二付、口上書ニ当日差出之御帳面三冊之証拠之写指出候事

末次廣營